

## 第1回山形県暴力団排除に関する有識者会議録（HP用）

日 時： 平成22年6月24日（木） 午後4時から同5時30分まで（90分）

場 所： 山形県警察本部201会議室

出席者： 12名

### ○開会

### ○委嘱状交付

塚原秀利本部長から、委員に委嘱状を交付

### ○あいさつ

（警察本部長）

### ○議事

#### (1) 委員長の選出

委員の互選により遠藤涼一氏（（財）山形県暴力追放運動推進センター理事長）が委員長に就任

#### (2) 事務局の説明等

暴力団の情勢、条例制定に当たっての基本的考え方、今後のスケジュールなどについて説明した後、DVD「社会対暴力団」を視聴

#### (3) 協議

委員 地方自治体では、既に市営住宅の暴排条例を作っているが、他にどのような対策があるのかをうかがいたい。

事務局 市町村の中には、暴力団と社会的に非難される接触、お中元などの品物を受ける、ゴルフを一緒にするなどの密接な関係をも禁じているところもある。

委員 お祭りなどの露店と暴力団との関わりについて、現状をお聞きしたい。  
事務局 現在は、警察と各地区のお祭り商業協議会が連携して、露店から暴力団の排除を行っている。

委員長 暴力団の人定情報の提供について、うかがいたい。  
事務局 警察で把握している暴力団情報を、各業界にそのまま提供することではできないが、暴力団組員と思われる客が来た場合には、警察本部、警察署、又は暴追センターに個別に問い合わせさせていただきたい。

委員 仮に企業で暴排条項を作ったとして暴力団の情報の開示がないと、実際に契約に至ったり、契約をそのまま継続することが考えられるので、条例に情報の提供を盛り込むことも検討していただきたい。

また、福岡県では暴力団追放運動に取り組む方の家に、けん銃が発砲されるという事案も発生しているので、情報を提供する県民の保護対策の条項を盛り込むことも検討していただきたい。

刑事部長 更に、暴力団の組事務所の規制に関しても検討していく必要がある。  
暴力団組事務所については、山形県内全域で新しい組事務所を作らせない理念を盛り込んだ条例にしたいと考えている。

委員 暴力団と青少年の関係について、現状をうかがいたい。  
事務局 青少年が、県内の暴力団に所属しているという事実は把握していない。  
しかし、県内の少年が、県外の暴力団から誘いを受け加入し、その後、逃げだしたものの、暴力団が連れ戻しに来るという事案を把握して、その暴力団員に中止命令を発して少年との関係を絶った事例はある。

委員 昨年、北山形駅前の暴力団組事務所の開設を阻止したが、条例では、このような事案を防ぐことが出来るのか。

事務局 いわゆる、個人・法人所有の土地に新たに組事務所を新築する、或いは、既存の建物を賃貸借又は改修して組事務所にするというケースが考えられるが、組事務所として使用されるおそれのある土地、建物の売買、賃貸、改修をしないことなどを条例に盛り込むことを検討している。

委員 暴力団排除条例の制定後における県民の保護についてうかがいたい。

事務局 県民に対しては、暴力団からの仕返しや報復がないように、警察が責任を持って保護対策に努める。

条例にも盛り込むことも検討していきたい。

委員 県内から暴力団を排除するという県民モラル向上につながる条項を盛り込むことを検討していただきたい。

委員 飲食店では、暴力団員と思われる人から、冬になると焼き芋を買わされたり、年末になると数万円の熊手を買わされるという噂を聞いたことがあるが、条例を理由に断ることはできるのかをうかがいたい。

事務局 新聞等で報道されているので、ご承知のことと思うが、昨年末、寒河江市内の飲食店経営者に対し、暴力団が熊手等の購入を要求する事案があり暴力団を恐喝未遂で検挙するとともに、その場に居合わせた暴力団関係者に中止命令を発出している。

この事件をきっかけとして、今年1月、寒河江市の飲食店が、みかじめ料縁切り同盟等を立ち上げた。

当初、「暴力団でも飲食代金を払ってくればいい」と言う経営者もいたと聞いているが、最近では、「縁切り同盟に入りたい」という店が増えていると聞いている。

この様に、勇気を持って一人が断れば、次々と断る人が出てくるので、条例の制定が、その足掛かりになることを期待している。

委員 暴力団の排除に向けては法律と条例の制定を平行して進めていく必要があるのではないか。

委員長 法律としては暴力団対策法が設けられており、法律は全国一律に規制をかけているが、条例は、地域の実情を反映したものでなければならない。

福岡の例で言えば、道仁会等の抗争事件があり、最近の暴力団は不透明化しており、一見、一般人と区別が付かない場合があるが、表面上、平穩を装っていても暴力団はいつ牙をむくか分からないので、条例で規制していくことが必要と考える。

委員 宅建業界ではすでに暴排条項を設けているが、条例に盛り込む必要をうかがいたい。

委員長 県の条例が出来れば、その指針を盛り込んだ賃貸借契約書を作成することになり、様々な契約から暴力団を排除することが出来ると思う。

なお、実際の運用についても検討していく必要がある。

○閉会